

平成30年第1回尾鷲市議会臨時会会議録

平成30年1月19日（金曜日）

---

○議事日程（第1号）

平成30年1月19日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について  
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 4 議案第 1号 尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）  
（報告、質疑）

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君

市長公室長  
総務課長  
教育長

大和勝浩君  
下村新吾君  
二村直司君

○議会事務局職員出席者

事務局長  
事務局次長兼議事・調査係長  
議事・調査係書記

岩本功  
高芝豊  
相賀智恵

〔開会 午前10時01分〕

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより平成30年第1回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、平成30年第1回臨時会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。議員の皆様におかれましては、新春をすがすがしい気持ちでお迎えになられたこととお喜び申し上げます。

私といたしましても、昨年7月26日の市長就任以来、早いもので半年を迎えようとしておりますが、就任当初の気持ちを忘れることなく市政運営に努めていく所存でありますので、今後とも御理解、御協力を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

今回の臨時会には、議案第1号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」と、報告第1号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」を提出させていただきました。よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、上岡雄児議員、6番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っております。これに異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第1号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、今回提案しております議案第1号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」につきまして御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第1号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」につきましては、本市において、第6次尾鷲市総合計画後期基本計画の将来都市像である、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向け、市政運営を推進しているところでありますが、私の描く重点政策の推進に適した、より一層効果的、効率的な事務執行体制を整えるため、本年4月に組織機構を見直すことに伴う、事務分掌条例等の一部を改正するものであります。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(南靖久議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務産業常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は、所管の総務産業常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において総務産業常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前10時06分〕

〔再開 午前11時01分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4、議案第1号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業委員会、三鬼和昭委員長。

〔6番（三鬼和昭議員）登壇〕

6番（三鬼和昭議員） 私ども総務産業常任委員会に付託されました議案第1号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」、以上1議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本日午前10時15分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第1号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、今回の機構改革では、以前に6次産業化を目指して水産部門と商工部門を統合したものを再度切り離すものであり、今後、この組織が機能していくものか、こういった6次産業化が機能していくものかという危惧する意見がございました。執行部におきましては、横の連携をしっかりと行い、新しい組織体制が十分機能するよう留意していただくことを委員会として申し添えさせていただきましたので、このことをあわせまして委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第4、議案第1号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（南靖久議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、報告第1号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第1号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告第1号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきまして御説明いたします。

議案書の4ページをごらんください。

報告第1号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、昨年11月に発生いたしました自動車事故による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案書の6ページをごらんください。

事故の概要といたしましては、昨年11月13日午前9時30分ごろ、木のま

ち推進課の職員が担当工事現場に向かうため、市内大字南浦地内の国道425号をクチスポ方面に走行していたところ、本市公用車が狭隘箇所では対向車とすれ違うため車両を後進させた際、後方の確認を怠り、車両右後部を相手方車両の左前部に接触させたものであります。

以上で報告案件1件の説明とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告第1号に対する質疑に入ります。

報告案件であることを御留意の上、御発言願います。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） これ、全員協議会でも説明を聞いておりますし、また、総務課長から、今後きちっと安全教育も含めて各課に意思統一を図るように努力をいたしたいという答弁がございました。

そのことを十分理解した上でお尋ねをしたいわけでありましてけれども、今回、額が49万8,204円なんですけれども、通常、一般の会社ですと、こういう補償で直すということになれば、今度は保険料がまたはね返ってくるんですね。こういう予算の問題もあります。微々たるものでありますけれどもあります。

それと、これは事故ではありますけれども、その以前の確認を誤ったとか、ちょっとうっかりしていたんだということについては、やっぱり危機管理の意識の問題だと思いますね。これは何回も申し上げて恐縮なんですけれども。ただ、私は頻繁に起こっておるこういう事故を、やはり職員の方々がどこまで肝に銘じて、今後再発をしないようにやっていくのかというところが非常に気にかかる場所でございますので、もちろん市長及び総務課長以下、いろんな方策を使ってことしは対処をされていくんですけれども、依然としてこういう事故が起こっているということについては、やっぱり危機管理能力というものが非常に希薄ではないのかなと。

これはやっぱり、事故だけじゃなくて、業務にも非常に大きな影響を与える。そもそもそういう希薄な気持ちでやっておると、業務に対する取り組み自体が問題となってくるということでもありますから、あえて、しつこいようですが質疑をするんですけれども、総務課長、全協で言われましたけれども、具体的にどうするのか、いま一度お示しをいただきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 全協の席でも御報告させていただきましたが、職員のコンプライアンス行動指針、これは総務課のほうで策定いたしまして、全職員に配っております。これの徹底を図っていくとともに、今現在、総務課のほうでOJT、いわゆる職場内研修のマニュアルを策定しております。これにつきましても、年度内に各課全職員に配付して、課内での研修の中で取り入れていただくということを進めていきたいと思っております。

それと、交通安全講習といいますか、毎年新採職員と40歳になる職員については、尾鷲自動車学校のほうで実地も含めた研修を実施しておりますが、来年度におきましては、交通安全協会等から講師を招きまして、全職員を対象にした交通安全講習を進めていきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） ぜひそういうことで進めていただきたいと思っておりますけれども、課内ということなんですが、課内でいわゆる教育をする際に、総務課長なりそれらの担当の方々も立ち会ってやられるということですか。それとも、その課にお任せをして、課長が責任を持ってやられるということなんですか。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 交通安全研修につきましては、安全運転管理者が庁内に私を含め4名おりますので、その4名が個々にその研修に立ち会う方向で進めていきたいと思っております。

議長（南靖久議員） よろしいですか。

7番（村田幸隆議員） はい。

議長（南靖久議員） 次に、3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 二、三、質疑させていただきます。

今、村田議員のほうからも質疑がありましたように、今回、49万8,204円ということは約50万ということで、非常に高額なんですけど、まず、この修繕費の中身について教えていただけますか。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 相手方車両の前部ということで、フェンダー部分、全面のグリル部分、それとボンネット部分の修繕料だと思っております。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 思っておりますという課長の話ですけれども、ボンネットと



かそういうのも含めて、かなり大きな事故なんですね、これ。ということは、この狭隘箇所って、狭いところですれ違うのができなかつたからバックしたということなんですかね。どういう事故だったんですか、そもそも。それ、ちょっと意味がわからないんですけど。狭隘箇所ですれ違うのができなかつたから、バックして起こった事故なんでしょうね。その辺、そんな値段、高額な事故が起こるようなものなのかなという気がするんですが。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 坂場西のクチスボ方面に向かう国道425号ということで、カーブ部分の狭い箇所で、対向車が来たので、狭いということでバックした際、こちらの公用車の、いわゆる角の部分が後ろの車のフェンダー部分に、前部に接触したということで、こちらの車両の一番強い部分が相手車両のボディに接触したというふうに聞いております。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） ちょっとよくわからないんですけど。私も駅裏に住んでいて、今、よくすれ違う、狭いものですから、あそこも。すれ違うことができないのでバックすることがあるんですけど、でも、後ろの車がいたら、事故って不注意で起こるものですから何度も言いませんけれども、後ろの車は見るでしょう、普通、後ろがどうかというのは。それで、そんな約50万もするような事故をどーんと、相当ぶつけたんだと思いますけど、大きな。ちょっとわかりにくいんですけど、その辺、課長、どんなふうに認識されていますか。相当バックしてどーんとぶつかったということなんですか。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 先ほどの説明でもありましたように、後方確認を怠りということで、対向車が来たので慌ててバックしたところ、後ろに車をとまっておつたと、その車に接触させたということでございます。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 後方確認を怠ったといっても、そんな50万もかかるような、ちょっと当たるぐらいやったらわかりますけど、相当思いっきりバックしたのかなという印象を持つんですけど。

課長、もう一個お聞きしますけど、3月議会からでも構いませんわ、この1年で事故、専決処分、何件あったんですか。

議長（南靖久議員） 総務課長、あくまでも参考ということで。今回の議案には直接

触れていないですので、参考的に説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下村新吾君） 今年度に入りまして損害賠償を伴ったものは、8月の事件と今回の案件でございます。

（「その前。去年」と呼ぶ者あり）

総務課長（下村新吾君） この2件でございます。

（「去年去年」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 1年間にわたってのが2件だけでしたか、議会に報告されたのは。

総務課長（下村新吾君） 今年度は2件でございます。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、去年1年間ではどうですか。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 28年度につきましては、決算時に資料をお配りした件数で、私、今覚えておりません。

議長（南靖久議員） 奥田議員、今回の報告事項ということに限って質疑をお願いいたします。

3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 私が確認したところ、3月議会に2件あったんですね。三木里でブロック塀にぶつけたのと、それから矢浜のほうで後方確認を怠ったと、それから8月に後方確認。これ、3件あるんですよ、去年1年間を見ると。そのうち2件が後方確認を怠ったということなんですわ。だから、今回も後方確認を怠ったということなんですけど、そういう意味では、後方確認を怠ること、多いですね、課長ね。その辺、徹底していただきたいと思いますけど。

それで、もう一つお伺いしたいんですけど、先ほど村田議員のほうからも話がありましたように、これ、保険で賄われると思うんですけども、会計上のお金の流れというのを教えてもらえませんか。歳入、歳出の。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） この損害賠償につきましては、保険会社から直接被害者の方に。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 直接行かれるということですか。じゃ、歳入、歳出に載って

こないということですね。ただ、先ほど村田議員も心配していましたが、今年度の保険料もかなり、何十%か上がっていましたけど、じゃ、こういうのがあると、またさらに保険料は上がってくるというふうな理解でよろしいんですか。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） その辺は私、総務課ではわかりません。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） その辺、はっきり、終わりますけど、また今度予算が3月にありますから、それで確認させていただきたいと思いますが、当然、こういうのが上がるとまた保険料は上がってくるんじゃないかなという気がしてならないんですけど、ですので、こういう、先ほど村田議員がかなり言われていましたので、私のほうから今後のことをとやかく言いませんけれども、この財政難の中で保険料も上がってくるということも考えられますから、今後気をつけていただきたいということで質疑を終わりたいと思います。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、本日1日、慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第1号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」と、報告第1号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきまして、原案どおり可決並びに御承認いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきましたさまざまな御指摘、御意見につきましては、今後十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

あすには大寒を迎えます。まだまだ厳しい寒さが続くものと思われまます。議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、ますます御健勝と

御活躍を御祈念いたしまして、簡単ではございますが、本臨時会の閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長（南靖久議員） これをもって平成30年第1回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時20分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 上 岡 雄 児

署 名 議 員 三 鬼 和 昭